

5 類移行後も感染対策の継続を

本県では、令和2年1月以降、8回にわたる感染拡大の波に対して、県民の生命と健康を守るため「オール岐阜」体制で感染対策に取り組んでまいりました。改めて、これまでの皆様のご協力に感謝申し上げます。

5月8日から、新型コロナは、季節性インフルエンザと同じ5類感染症に位置づけられます。これにより特措法に基づく様々な要請は終了します。

しかしながら、

- 感染力が非常に強く、条件が揃えば一気に感染が広がること、
- 高齢者や基礎疾患のある方の重症化リスクが高いこと、
- 無症状の方でも後日、後遺症に苦しむことがあること、

といった新型コロナの実態は、依然として何ら変わるものではありません。

また、ここにきて一日あたりの新規陽性者数は、再度増加の兆しが見られます。例年、ゴールデンウィーク前後には感染が拡大しており、感染者が急増した場合、医療のひっ迫や社会経済活動の混乱を招くおそれもあります。

こうした状況を踏まえ、本日、岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部において、「5類移行後（5月8日以降）における対策」を決定しました。

県としましては、県民の生命と健康を守り、安心して活力ある日常生活を取り戻していくため、「オール岐阜」の体制を堅持し、日々の感染状況を丁寧に把握して、変異株の動向も注視しながら、必要に応じ速やかに対策を講じてまいります。

県民並びに県内の事業者、医療機関、市町村の皆様におかれましては、ご自身や大切な方を守るため、引き続き、効果的な換気や手洗い、高リスク者を感染させないための配慮など、感染対策の継続にご協力いただきますようお願いいたします。

令和5年4月28日

岐阜県知事

古田肇